

8つくばアートスタジオたみやま  
ロゴ制作・ウェブサイト構築・保守業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、つくば市が公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により「8つくば市芸術文化創造拠点ロゴ制作・ウェブサイト構築・保守業務委託」を実施する事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

8つくばアートスタジオたみやまロゴ制作・ウェブサイト構築・保守業務委託

(2) 業務内容

別紙「8つくばアートスタジオたみやまロゴ制作・ウェブサイト構築・保守業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年(2027年)3月31日まで

(4) 提案(見積)限度額

税抜き 4,950,000円

3 担当部局(問合せ先)

つくば市 市民部 芸術文化推進課

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

電話:029-883-1111(内線:6265・6267)

FAX:029-868-7546

e-mail:[ctz032@city.tsukuba.lg.jp](mailto:ctz032@city.tsukuba.lg.jp)

#### 4 契約締結までのスケジュール

実施内容	実施期日
プロポーザル実施要領の公表	令和8年(2026年)4月 1日(水)
参加申込に関する質問書の提出期限	令和8年(2026年)4月 7日(火)
質問書に対する回答	令和8年(2026年)4月 10日(金)
参加表明書の提出期限	令和8年(2026年)4月 13日(月)
参加資格審査結果の通知	令和8年(2026年)4月 16日(木)
参加資格審査結果に対する説明要求期限	令和8年(2026年)4月 24日(金)
企画提案書の受付	令和8年(2026年)4月 17日(金) ～令和8年(2026年)5月 18日(月)
企画提案書に関する質問書の提出期限	令和8年(2026年)4月 23日(木)
質問書に対する回答	令和8年(2026年)4月 28日(火)
プレゼンテーション及び選定委員会による審査	令和8年(2026年)5月 22日(金)※予定
審査結果の通知	令和8年(2026年)5月 27日(水)※予定
審査結果に対する説明要求期限	令和8年(2026年)6月 12日(金)
契約締結	令和8年(2026年)6月上旬

#### 5 参加資格

- I この公募開始の日から契約締結までの日において、次の要件を満たしていること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 地方自治法施行令第 167 条の4第2項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2 条第2号に規定する暴力団でなく、かつ、役員が茨城県暴力団排除条例(平成 22 年茨城県条例第 36 号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
  - (4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領(平成6年7月 14 日付け監第 692 号)、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱(平成6年つくば市告示第 15 号)に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
  - (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。

(6) 次の国税及び地方税に未納がないこと。

① 法人の場合

国税(法人税、消費税)、本店所在地分の都道府県税(法人県民税、法人事業税)

② 個人事業主の場合

国税(所得税、消費税)、本店所在地分の都道府県税(個人事業税)

II この公募の日において、次の要件を満たしていること。

(1) 過去 10 年間(平成 28 年(2016 年)4月1日から令和8年(2026 年)3月 31 日まで)に、次に掲げるいずれかの業務の契約を締結し、履行した実績(継続6か月を超える契約を締結し、現に当該契約を履行している場合にあつては、6か月以上履行した実績)を有すること。

① 地方公共団体、公立文化施設、教育機関又は文化芸術団体いずれかの組織のロゴデザイン及びウェブサイト構築並びに保守業務

② ①の組織が主催または共催する事業のロゴデザイン及びウェブサイト構築並びに保守業務

## 6 参加形態

単体とする。

ただし、業務の一部を委託・業務提携または協力を求めることができる。

## 7 参加申込方法

(1) 提出書類

① 参加表明書(様式 1)

② 会社の概要(様式 2)

③ 参加資格要件に係る申立書(様式 3)

※国税・県税の納税証明書の写しを添付  
(発行から3ヶ月以内のもの)

④ 業務実施体制調書(様式 4)

※委託・業務提携する場合には(様式 4)に記入する。

⑤ 業務実績書(様式 5)

⑥ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書の写し

(2) 提出部数

正本1部

(3) 提出期間

令和8年(2026 年)4月1日(水)から

令和8年(2026 年)4月 13 日(月)まで

郵送・電子メールでの提出は令和8年(2026年)4月13日(月)必着とする。  
受付時間は、平日の8時45分から16時30分までとする。

(4) 提出先

「3 担当部局(問合せ先)」に同じ

(5) 提出方法

持参、郵送(配達証明付書留郵便による郵送に限る)、電子メールでの提出。

電子メールの場合は、必ず受付時間内に電話で担当部局へ到着の確認を行うこと。

## 8 参加申込に関する質疑応答

(1) 提出書類

参加申込に係る質問書(様式6)

(2) 提出期間

令和8年(2026年)4月1日(水)から

令和8年(2026年)4月6日(月)16時30分まで

(3) 提出先

「3 担当部局(問合せ先)」に同じ

(4) 提出方法

質問事項1問につき、様式1枚を使用し、電子メールにより提出。(必ず受付時間内に電話で担当部局へ到着の確認を行うこと。)

(5) 回答方法

令和8年(2026年)4月10日(金)を目途に本市のホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は、本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問は、まとめて回答する。

## 9 参加資格の審査及び結果の通知

(1) 審査結果の通知

参加申込みをした者の参加資格を審査し、審査結果を参加申込者全員に対して、令和8年(2026年)4月16日(金)までに参加資格審査結果通知書により通知する(メール及び郵送)。参加資格を満たしていないと判断された者に対しては、その理由を付して通知する。

(2) 審査結果に対する説明要求

参加資格を満たしていないと判断された者は、その理由について、令和8年(2026年)4月24日(金)まで、以下の①から③までの内容に従い説明を求めることができる。

① 提出書類

参加資格審査結果に対する説明要求書(様式7)

- ② 提出先  
「3 担当部局(問合せ先)」に同じ
- ③ 電子メールにより提出(必ず電話にて担当部局へ到着の確認を行うこと)

## 10 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

#### ① 企画提案書(任意様式)

別紙1「企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

#### ② プレゼンテーション出席者報告書(様式8)

出席者は3人以内とし、本業務を担当する管理責任者1名及び担当者1名は必ず出席すること。

#### ③ 参考見積書(任意様式、内訳書も添付すること)

業務名称及び金額(消費税及び地方消費税を除いた価格および税込み価格)を記載すること。

### (2) 提出部数

郵送または持参の場合、正本1部、副本9部の合計 10 部提出すること。

電子メールの場合は、pdf 形式で提出すること。

### (3) 提出期間

令和8年(2026年)4月17日(金)から

令和8年(2026年)5月18日(月)まで

郵送・電子メールでの提出は令和8年(2026年)5月18日(月)必着とする。

受付時間は、平日の8時45分から16時30分までとする。

### (4) 提出先

「3 担当部局(問合せ先)」に同じ

### (5) 提出方法

持参、郵送(配達証明付書留郵便による郵送に限る)、電子メールでの提出。

電子メールの場合は、必ず受付時間内に電話で担当部局へ到着の確認を行うこと。

## 11 企画提案に関する質疑応答

### (1) 提出書類

企画提案に係る質問書(様式9)

### (2) 提出期間

令和8年(2026年)4月17日(金)から

令和8年(2026年)4月23日(木)16時30分まで

(3) 提出先

「3 担当部局(問合せ先)」に同じ

(4) 提出方法

質問事項1問につき、様式1枚を使用し、電子メールにより提出。(必ず受付時間内に電話で担当部局へ到着の確認を行うこと。)

(5) 回答方法

令和8年(2026年)4月28日(火)を目途に本市のホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は、本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問は、まとめて回答する。

## 12 提出書類の記載要領

(1) プロポーザルに係る提出書類の様式

プロポーザルに係る提出書類は、所定の様式に記入の上、提出すること。

(2) 様式の入手方法

様式第1号～第10号は、市ホームページに掲載する。

(3) 書類作成時の書式等

① 用紙サイズはA4判縦とし、横書きとすること。ただし、企画提案書は別紙1「企画提案書作成要領」に従うこと。

② 文字のサイズは11ポイント以上で作成すること。

③ 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とすること。

④ 提出書類は全て順に並べ、左綴じとすること。なお、印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

(4) その他の留意事項

① 書類提出後の提案等の差替または再提出は一切認めない。

② 提出された書類は、返却しない。

③ 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。

④ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例(平成27年つくば市条例第27号)の規定に基づき、同条例第5条に規定する不開示情報を除き、提出書類を開示することがある。

## 13 審査方法等

(1) 候補者選定委員会の設置

適正な審査を実施するため、候補者選定委員会を設置し、企画提案書等の審査及び評価により本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

## (2) プレゼンテーション審査

- ① プレゼンテーションは、令和8年(2026年)5月22日(金)に実施を予定している。正式な日時や集合場所等の詳細は別途通知する。
- ② 出席者は、3人以内とし、本業務を担当する管理責任者1名及び担当者1名は、必ず出席すること。
- ③ 実施時間は、1事業者につき30分以内(プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分以内)とする。
- ④ プレゼンテーションは、提出した企画提案書及び企画提案書の内容を投影する方法を用いて行うこととする。ただし追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。
- ⑤ プレゼンテーションは、つくば市情報公開条例第5条第2号に規定する不開示情報(法人等事業活動情報)が含まれることから非公開とする。

## (3) 審査基準

別紙2「審査基準」を参照のこと。

## (4) 審査結果による選定

委員長及び各委員が、提案者毎のプレゼンテーション審査の評価点の合計で順位をつけ、第1順位の最も多い者を受託候補者として選定する。なお、第1順位が最も多い者が2者以上あるときは、次の順序により比較し、順位を決定する。

- ① 全ての審査項目の委員長及び各委員の評価点の合計
- ② 提案書、ヒアリング等に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計
- ③ 提案者に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計
- ④ 見積価格に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計

## (5) 審査結果の通知

審査結果については、令和8年(2026年)5月27日(水)までに、審査を受けた者全てに対して電子メール及び郵送にて通知する。選定されなかった申込者は、「9 参加資格の審査及び結果の通知(2)」と同様の方法で説明を求めることができる。

### ① 提出書類

審査結果に対する説明要求書(様式10)

### ② 提出先

「3 担当部局(問合せ先)」に同じ

### ③ 電子メールにより提出(必ず電話にて担当部局へ到着の確認を行うこと)

## (6) 審査結果の公表等

- ① 審査結果については、「つくば市プロポーザル方式による契約相手方の選定に関するガイドライン」に基づき公表する。
- ② 審査内容は非公表とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

#### 14 受託候補者との協議・契約

選定された受託候補者と本市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、随意契約により事業委託に係る契約を締結する（企画提案内容をそのまま委託するとは限らない）。なお、受託候補者と本市との協議が整わない場合、または受託候補者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として次点候補者と協議を行う。

また、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

#### 15 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 契約締結の日までに参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) プレゼンテーションに出席しなかった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 提出された参考見積書の見積額が提案限度額を超えている場合
- (6) 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触をもった場合
- (7) その他、審査委員会が適当でないと判断した場合

#### 16 その他実施上の留意事項

- (1) 参加者が1者のみの場合においても、審査及び評価を行うものとする。
- (2) 参加者が1者のみの場合においても、審査及び評価の結果、受託候補者とならない場合もある。
- (3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。